

令和2年2月5日

岩手県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局

### 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された3件の事案については、①運転者が事故前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行を継続したこと(別紙1の事案)、②運転者がSASのスクリーニング検査で経過観察と判定されていたにもかかわらず、事業者はその後のフォローを行わずに運転させていたこと(別紙2の事案)、③運転者が以前より日中眠気を感じていたが、運行管理者が運転者の健康管理等を十分行っておらず、事故後に当該運転者は重度のSASであることが判明したこと(別紙3の事案)等の特徴が挙げられているところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考のうえ、積極的に取り組んでいただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せてお願いします。

### 記

#### 【特別重要調査対象事故】

- ・大型トラックの追突事故(愛知県岡崎市) : 別紙1

#### 【重要調査対象事故】

- ・中型乗合バスの衝突事故(世田谷区) : 別紙2
- ・タクシーの衝突事故(長崎県平戸市) : 別紙3

※事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

# 【別紙1】大型トラックの追突事故(愛知県岡崎市)

## (概要)

平成30年2月15日午前7時45分頃、大型トラックが交差点前で赤信号で止まっていた車列に、ブレーキやハンドル操作をすることなく追突、合計6台が絡む多重衝突事故が発生。



## (背景)

○運転者は事故前日から体調不良で、事故前夜に事業者の役員に電話、当該役員より事故当日の運行は午前9時に交代できる旨の連絡があり、運転者も、午後には病院に行けると思い、「大丈夫です。」と回答。

○当該事業者は、同運転者の出庫が、ほぼ毎日午前3時頃と早いため、約2ヶ月前から、同運転者に対する始業点呼を実施していなかった。

○事故当日、運転者より運行管理者に電話したが、自身の体調について報告せず、上記役員も、運行管理者に運転者の健康状況について連絡するのを失念。

○運転者は、運行途中に体調が悪化していることを感じていたが、「30分ほど走った先にある給油所で休める。」と自己判断、そのまま運行を継続。



このタイミングで危険回避行動をとってれば、事故を回避することができた可能性も…

## (再発防止策)

○運転者は、運行途中に体調不良を感じた場合は、休憩場所が近い等の理由で運行を続けることは絶対にせず、速やかに車両を停止させ、運行管理者に報告し、運行管理者の指示を仰ぐよう徹底しましょう。

○事業者は、運転者が体調不良等を申告しやすい職場環境を整備しましょう。



## 【別紙2】 中型乗合バスの衝突事故(東京都世田谷区)

### (概要)

平成29年11月25日13時02分頃、乗合バスが乗客16名を乗せて見通しの良い直線道路を走行中、バスを安全に進行させるためのハンドル操作、ブレーキ操作をすることなく、道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突。



### (背景)

○運転者は以前、睡眠時無呼吸症候群(SAS)診断を受診したところ、「経過観察」との判定。

→しかし、事業者は、そのことを知りながらも、運転者への適切なフォローは未実施。

○事業者は、運転者に対し、乗務中体調不良を感じたら、必ず停車して運行管理者に報告し指示を仰ぐよう指導。

→しかし、実際には、運転者は事故当日、眠気を感じながらも、「運転を中止するほどではない。」と勝手に判断、そのまま運行を継続。



運転者は、SAS診断で「経過観察」と判定

その後、運転者への適切なフォローは行われず



事業者から運転者に対し、走行中に強い眠気を感じたときの適切な対応方法について、十分な指導教育が行われていなかったため、運転者は適切な行動をとることができなかった可能性が考えられる。

### (再発防止策)

○事業者は、SAS診断等の受診結果を運転者に十分説明し、必要に応じ治療を受けさせるなど、当該結果を有効活用して健康管理体制を整えましょう。

○事業者は、運転者が体調不良を隠して乗務することのないよう、運行管理者に相談しやすい雰囲気を醸成しましょう。



SAS診断等を活用したきめ細やかな運転者への指導監督

## 【別紙3】 タクシーの衝突事故(長崎県平戸市)

### (概要)

平成30年6月19日13時05分頃、タクシーが乗客1名を乗せて、片側一車線を走行中、運転者の意識が低下した状態となり、左カーブで対向車線側に進行、対向車と衝突。



### (背景)

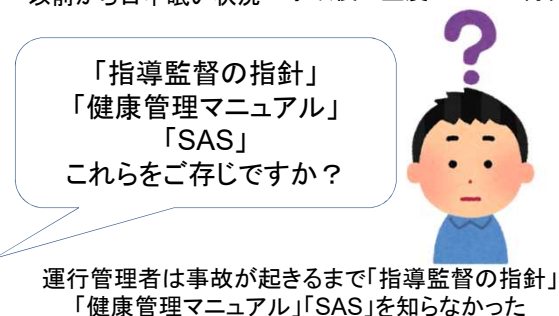
○運転者は以前から日中眠い状況が続いており、事故当日も眠気を感じたまま運転。

→事故後に睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査を受診したところ、重度のSASであることが判明。

○運転者の所属するタクシー会社の運行管理者は、いわゆる「指導監督の指針」「健康管理マニュアル」について知らず、運行の安全等を確保するために必要な知識を運転者に習得させていなかった。

→そのため、運転者は、自身が日中眠い状況が続いていることを、会社に報告していなかった。

○また、SASについて、そのような病気があることを事故が起きるまで知らなかった。



### (再発防止策)

○国土交通省が作成した事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル等を活用し、運転者に対し、健康管理の重要性を理解させましょう。

○国土交通省が作成したSAS対策マニュアル等を活用し、SASの早期発見、早期治療につながる取組を進めましょう。

